

令和5年6月27日

令和5年第6回守山市教育委員会定例会提出議案

令和5年6月27日

令和5年第6回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第24号	守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則に係る臨時代理の承認について・・・	1
議第25号	守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

議第 24 号

守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則に係る臨時代理の承認について

守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 27 日提出

守山市教育委員会  
教育長 向 坂 正 佳

臨代第 6 号

守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和 5 年 4 月 1 日

守山市教育委員会臨時代理  
教育長 向 坂 正 佳

守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則

守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名中「守山市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律等」に改める。

本則中「守山市個人情報保護条例（平成 14 年守山市条例第 36 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および守山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）」に、「守山市個人情報保護条例施行規則（平成 15 年規則第 3 号）（第 19 条を除く。）」を「守山市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和 5 年規則第 35 号）（第 24 条を除く。）」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第25号

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則の制定について

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年6月27日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則（令和元年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「特に」および「（以下「特認保護者」という。）」を削る。

第8条第3項を次のように改める。

3 前2項の申請をしようとする法2号保護者は、法第30条の5第3項の規定に基づく施設等利用給付認定に係る通知書の写しを申込書に添付しなければならない。

第12条中「特認保護者に限る。」を「法2号保護者を除く。」に改める。

付 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。